

## 令和7年度首都圏人材確保支援事業マッチング支援業務に係る 作業実施内容

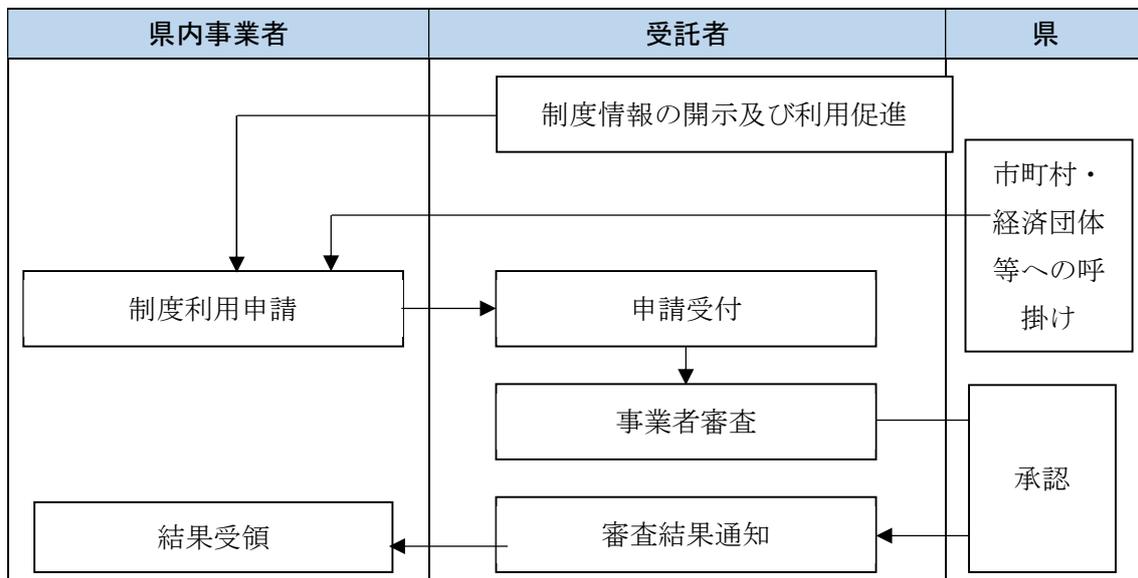
### 1 作業の実施内容

受託者は、本業務仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

#### (1) 支援金対象事業者等選定

マッチングサイトへ求人掲載を希望する県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、別添2の要件に該当する事業者及び求人を選定に係る申請受付、審査、結果通知等を実施すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。



#### ア 対象

県内事業者(指定業種のみ)

#### イ 作業内容

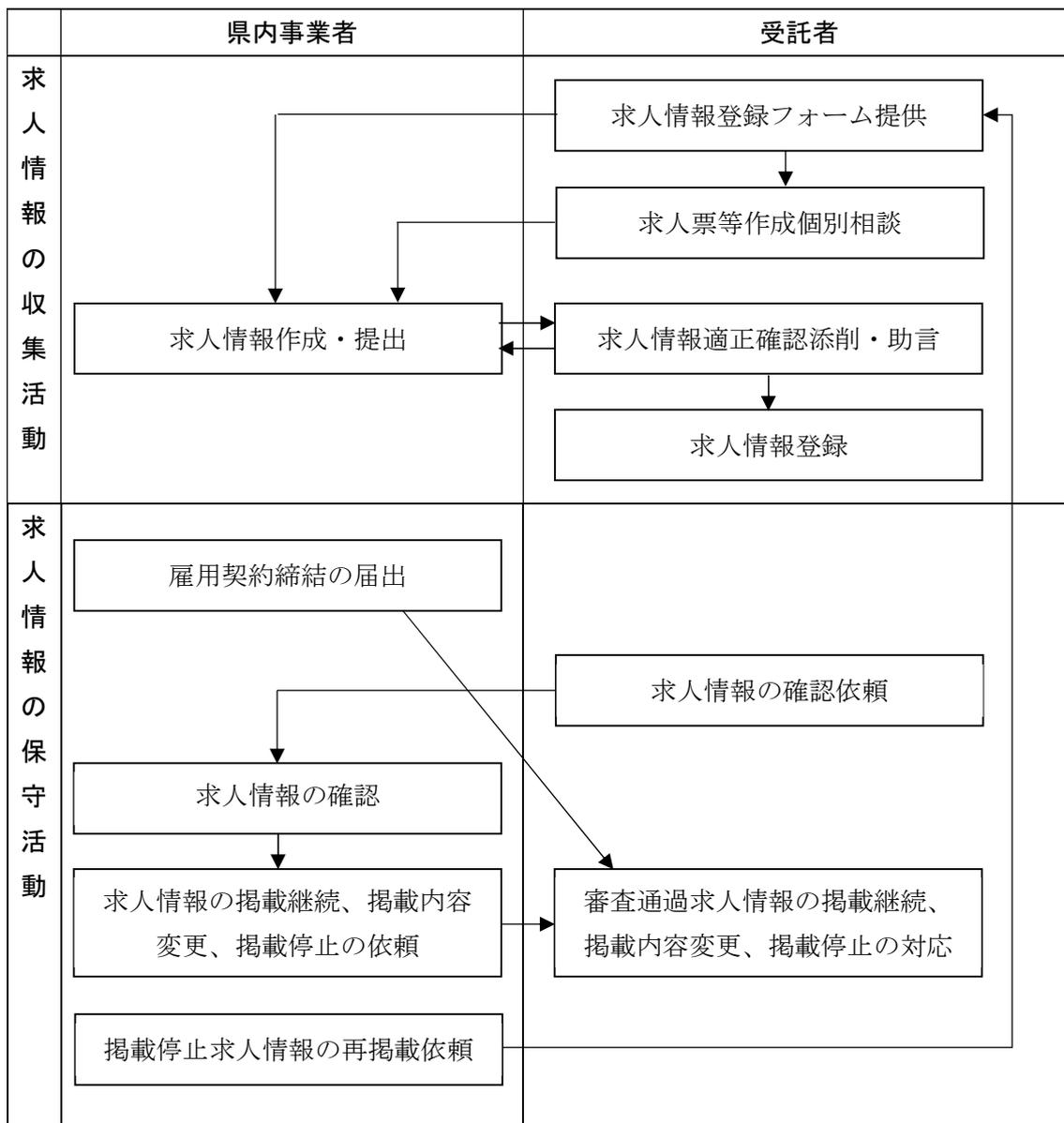
- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②移住支援金対象事業者・求人申請の相談、受付、審査、県の承認、審査結果の通知に関する業務を実施すること。当該支援にて発生した情報の管理を適切に行うこと。
- ③事業者ごとに審査結果に至るまでの経緯を記録すること。
- ④当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。

(2) 求人情報等収集・更新支援

県が選定した県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、求人募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

また、協力金融機関等に対しても、求人募集の協力要請を行うこと。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。



ア 対象

県が選定した県内事業者に対して行うこと。移住支援金の対象となる求人の登録件数は、令和7年度に新規で50件以上(目標値)とすること。

イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②県内事業者に対し、マッチングサイトに掲載する求人を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集し、求人掲載及び移住支援金対象事業者等を希望する県内事業者を増や

すための広報活動等を行うこと。募集の際、求人情報等を充実し、民間求人サイトに掲載されやすくするため、求人者がハローワーク、その他民間求人サイト等に掲載している場合には、同じ内容とせず、その内容を充実するように促すこと。

また、協力金融機関等に求人募集の協力依頼を行うこと。

- ③特定民間求人サイト運営事業者にデータを提供するための求人情報等作成・更新用入力フォームを作成すること。入力フォームは、マッチングサイト上に作成する方法でも差し支えない。なお、誤入力などが多く発生する可能性があるため、そのようなことが可能な限り発生しないようにし、入力者の負担を軽減するための工夫すること。入力された求人情報が適正であるかの確認を行うこと。その確認については、入力フォームにおいて体系的に行う方法を推奨する
- ④特定民間求人サイト運営事業者にデータを提供することについて、県内事業者から同意を得ること。
- ⑤提出された求人情報等について、その内容が適正であるか否か確認し、添削を行うこと。また、適正となった求人情報等を求人情報等データベースに記録すること。
- ⑥求人データベースに記録されたデータ及びマッチングサイトに掲載された求人情報等について、当該情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的に確認し、変更があった場合には可能な限りリアルタイムに更新をして、適切な管理を行うこと。また、雇用契約締結の届け出、情報更新などによる掲載停止依頼があった場合にはその対応を行うこと。
- ⑦当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業を運営するうえで改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

### (3) 求人票等作成個別相談対応

マッチングサイトへ求人情報の掲載を希望する県内事業者に対し、その要請に応じて、求人票等の作成に関し相談対応を行うこと。なお、その際、地方の中小企業等の魅力や特徴を把握している地域金融機関や商工会議所等の活用を検討すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

#### ア 対象

県が選定した県内事業者

#### イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②(2)イ②に掲げる募集等を行う際、県内事業者に対し、求人票等個別作成支援を行っていることがわかるように周知すること。
- ③求人票等作成個別相談に係るマニュアルを作成すること。
- ④求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、問合せ対応、希望の申し出の受付等の連絡調整を行うこと。
- ⑤求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、求人に係る事業内容、事業実績、保有技術、求人内容、雇用条件等をヒアリングし、魅力ある求人となるよう指導すること。

- ⑥当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。

#### (4) マッチングサイトの運用及び求人情報等の外部提供

東京圏の求職者に情報を届けられるよう、あいちUIJターン支援センターポータルサイト内のマッチングサイトの運用、保守等を行い、マッチングサイトを含む県内のWebサイトを通じて、協力民間求人サイト運営事業者等に求人情報等を提供すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

また、マッチングサイトの閲覧数を高め、求職者のサイト利用率向上を図るため、SEO対策や、ターゲットを絞ったWEB広告等を行うとともに、Google、indeed 等の外部サイトからマッチングサイトの求人画面に誘導できるような仕組みとすること。

#### ア 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。  
なお、必要に応じて、テスト計画書、運用計画書、保守計画書は実施計画とは別途作成し、十分なテスト期間を確保すること。
- ②別添1「マッチングサイト要件定義書」に基づき、マッチングサイトの運用、保守等を行うこと。
- ③「(2) 求人情報等収集・更新支援」の作業において作成し、更新した求人データベースの内容をマッチングサイトへ掲載し、可能な限りリアルタイムに更新すること。
- ④民間事業者に提供した求人情報等を可能な限りリアルタイムに更新すること。
- ⑤東京圏の求職者に情報を届けられるよう、マッチングサイト及び求人情報提供先民間求人サイトの周知・普及を行うこと。  
また、問合せ中、マッチング支援事業を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ⑥マッチングサイトの利用状況を詳細に把握し、改善提案をすること。
- ⑦収集した求人情報等は、民間求人サイト運営事業者が活用できるよう、オープンデータ化し提供できるようにすること。

#### (5) 移住支援金の窓口対応

県内の市町村が行う移住支援金の手続きを支援するため、受託者は相談窓口を設置することとし、移住支援金の申請予定者等からの問合せの対応を行うこと。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

#### ア 対象

移住支援金の申請予定者

#### イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②移住支援金に係る問合せの窓口を設置すること。
- ③県の移住支援に係る事業と連携体制を構築すること。
- ④問合せ応答要領の作成・更新の支援をすること。
- ⑤問合せに対応し、その記録を管理すること。

(6) 付随業務

(1)から(5)までの業務に関し、これらに付随する業務、特に次に掲げる業務を監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

- ①それぞれの実施計画、実施体制を取りまとめ、本事業がリスクを回避しつつ、円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体等を通じて進捗報告を行うこと。
- ②マッチングサイトの利用状況を含むマッチング支援事業を定期的に分析し、移住支援金の申請に係る将来見通しを立てるとともに課題がある場合には改善提案をすること。
- ③市町村との関係を円滑に進められるよう連絡調整に係る事務を行うこと。
- ④翌年度以降に円滑に事業を継続できるよう引継書を作成すること。

2 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本業務に係る情報セキュリティについては契約書第9条のとおり。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項については、契約書第8条のとおり。

(3) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し履行すること。

3 作業の実施体制・方法に関する事項

本業務の受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
(1)支援対象事業者等選定支援	次の全ての要件を具備すること。 ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を取得していること。

	②有料職業紹介免許保持事業者であること。
(2)求人情報等 収集・更新支援	次の全ての要件を具備すること。 ①求人情報の取扱いに関する実績・経験があること。 ②有料職業紹介免許保持事業者であること。 ③一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
(3)求人票等作 成個別相談	有料職業紹介免許保持事業者であること
(4)マッチングサ イトの開設・求 人情報の外部 提供	次の全ての要件を具備すること。 ①Web サイト、DB、API などの構築、運用、保守の実績・経験があること。 求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行っている事業者、又は 5 千件以上の求人データを保持する求人サイトを事業として 3 年以上 直接運営し、その間、2025 年の月平均で 1 万以上の訪問者を獲得し、 これを維持、増加させている事業者であることが望ましい。 ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシー マーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシス テム (ISMS)」を取得していること。
(5) 移住支援金 の窓口対応	次の全ての要件を具備すること。 ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシー マーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシス テム (ISMS)」を取得していること。 ②有料職業紹介免許保持事業者であること。
(6)付随業務	複合的かつ複数の事業者をコントロールするプロジェクトの管理に関する 実績・経験があること。

#### 4 附属文書

(1) 別添1 マッチングサイト等に係る要件定義書

(2) 別添2 移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

※ 本資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある

以上